

～わがまち、わがむら再発見～

# 地籍調査を実施中！

地籍調査は、国土調査法に基づく「国土調査」の一つで、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量するものです。

市では、市内数カ所で地籍調査を進めていますが、この調査が郷土の成り立ちや歴史に触れることのできる貴重な機会ともなっています。

《問合せ》地籍調査課 ☎21-9064



北近畿豊岡自動車道予定地を調査

現在も工事が進む北近畿豊岡自動車道。北近畿の救急医療拠点である公立豊岡病院へ迅速にアクセスする重要な路線であり、災害発生時には緊急輸送路ともなる「生命をつなぐ道」です。

市ではまず、この建設予定地となる沿線の地区から地籍調査を始めました。日高町浅倉から上佐野にかけての区間は、昨年末に登記を全て完了し、引き続き北伸区間での調査を進めています。

山あいの財産

つたて歩いて

地籍調査は、昔から山の境界を知っている方に少しでも多く立ち会っていただく必要があるため、高齢化小規模集落から早期に事業着手することが望ましいと考えています。

土地の境界は現地立ち会いで確定するため、土地所有者や区の推進委員、委託業者など10人程度で調査班を編成し、週3日、約6カ月間の日程で現地調査を行います。しかし、

土地所有者はむらを離れている場合が多く、地元在住者だけでは推進委員会を編成することが困難なところもあります。その場合は、区外在住者に要請しています。

現在、むらを離れて暮らす皆さんは、現地立ち会いを通じて自らが所有する農地や山林を現場で確認する作業を進めるにつれ、代々受け継がれてきた財産への意識や関心がおのずと高まるようです。また、普段はお互い顔を合わせることの全くない者同士、地籍調査を契機として交流が深まるといった場面も見受けられます。境界を挟んで隣の地主さんと顔見知りになり、地元にも古くから伝わる史料やお年寄りの昔話などに耳を傾けながら、ゆかりのある土地を歩くことで、あらためて先人の足跡に触れることもできます。



現地調査(イメージ)

## むらごのコミュニティが復活

地籍調査は、事業開始から完了まで数年間を要します。

この間、土地の境界立ち会いのために内外在住の地縁者がたびたび集まります。荒れた山林や耕作放棄された田畑に分け入って地道な共同作業を進めることで、静かな山間のむらにもにぎわいが戻り、途絶えていたコミュニティが復活するなどの状況が生まれます。地籍調査は、個々の土地を調べると同時に、その土地の成り立ちや歴史にも触れることのできるわがまち、わがむら再発見の機会でもあります。

市では、本年度、伊賀谷、日高町河江、竹野町川南谷の3区で新たに地籍調査を開始する予定です。



現地立会い(イメージ)

### “里帰りでふるさと再認識”

竹野町金原区地籍調査推進委員

藤田輝男さん(妙楽寺 在住)

出身地である金原の区長さんから「地籍調査の推進委員になってもらえんやろか」と頼まれてまして。以前にも森林組合へ「山の境界を知る者が年々少なくなって、私ら年にとって動けんようになる前に何とかせんと」と話したことがあったので、引き受けることにしたんです。

推進委員10人のうち区外の在住者は7人で、最初は話がなかなかまとまらなかったので、実際には余計な心配でした。久しぶりに会う人が多いですけど、金原の出身者はみんな良い人ばかり。「〇〇さんは今どうしとんなる?」とか、近況を尋ね合って交流が始まったり…。地籍調査は1年や2年で終わるものではないし、みんな故郷に戻る良い機会になっています。金原の山々に久しぶりに登ってみて、景色の素晴らしさも再認識できました。できたら、浜須井までのハイキングコースなんかあったら良いですな。



竹野町金原区

豊岡市竹野町金原区は、現在4世帯6人が在住の山間の集落です。市では、平成21年度からこの区で地籍調査を実施していますが、調査は区内在住3人の皆さんのほか、かつてここに居住していた区外在住7人の皆さんにも推進委員(※)として協力いただくことから始まりました。

※推進委員…調査地区ごとに区長、農会長、またはその経験者や有識者等から10人程度を市長が委嘱します。土地所有者との連絡、意見調整や境界立会いにも同行して境界確定の助言も行っていただきます。

### “むらがにぎわい元気に”

同区地籍調査推進委員会 委員長

井津良平さん

最初は、地籍調査が何か分かりませんでしたけど、市の説明をよう聞いたたら、個々の土地の境界や面積が個人負担無しで正確に測量登記され、境界の復元も容易にできると。個人でやると莫大な経費が掛かるので、私らの小さなむらには一大事業ですけど、これはもう最後の機会かなと思って、皆さんに協力してもらおうようお願いに回りました。

今は村内に4軒が残るだけで、ほかは外で暮らしているので、みんな調査のたびにむらへ戻ってきます。普段は気に掛けたこともない土地でも、自分の土地は自分の足で確認しておこうと思われらるんですな。地籍だけでなく地区の成り立ちや経緯、歴史的なことまでいろいろと尋ねられたり話題になるので、調査の日は何かとても楽しみな気持ちになります。おかげさんで現地立ち会いの時はにぎやかで、むらとしてはとてもありがたい。近所のむらからは「その調査、いつになったらうちのむらの順番が来る?」と言われます。事業が完了したらみんなで盛大に慰労会やりますわ。

## 亡失防止に協力ください

### ■地籍調査の基準杭、境界杭

「地籍調査事業」で設置した杭は、その土地の正確な位置を定める基準や境界を表しており、今後、土地の利活用に関与する大切なものです。うっかり抜き取ってしまわないよう保全管理に協力ください。

なお、農作業などの支障となる際は、地籍調査課へ事前に相談ください。



### ■都市再生街区基準点、節点

街区基準点などは、国土交通省が豊岡および日高地域の市街地に設置所有しており、市へ管理委託しています。これらは、測量や分筆登記などの際に必要な大切な施設です。この周囲5メートル以内で工事を行う場合は、事前に市役所への届け出が必要です。詳細は、市ホームページまたは地籍調査課へ問い合わせください。

